

平成 30 年第 3 回佐伯市議会定例会 予算外議案の概要

議 案

議案第 73 号

財産の無償譲渡について（石間地区漁村広場の公園設備）

（議案書 1 ページ）

石間区の地域振興を図るため、石間地区漁村広場の公園設備を同区に無償譲渡することについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 6 号の規定により議会の議決を求めようとするものである。

この公園設備は、石間区の要望を受け、平成 6 年度に旧佐伯市が設置したものである。

また、その管理については、旧佐伯市及び本市が石間区に対し、無償で委託してきたものである。

この無償譲渡に係る議決を受けたときは、当該公園設備を平成 30 年 7 月 1 日に石間区に引き渡す。

（1） 無償譲渡する財産（公園設備）

名称	所在	公園設備	数量
石間地区漁村広場	佐伯市大字石間浦 1103 番 1	東屋	1 棟
		ベンチ	1 基
		水飲み場	1 基
		外灯	3 基
		吸い殻入れ	1 基
		階段	1 式
		縁石	1 式
		擁壁	1 式
		植栽	1 式

（2） 無償譲渡の相手方

佐伯市大字石間浦 379 番地 2 石間区 区長 下川善信

（3） 無償譲渡の目的

石間区が、石間地区漁村広場の公園設備を同区の憩いの場及びコミュニケーションの場として活用するため

（担当課：管財課）

議案第 74 号

佐伯市営駐車場条例の一部改正について

(議案書 11 ページ)

財産の有効活用を図るため、佐伯市営駅前第 2 駐車場の敷地の一部について、平成 30 年 10 月 1 日に用途廃止をしようとするものである。

佐伯市営駅前第 2 駐車場は、現在 120 台分の駐車スペースを確保しているが、当該第 2 駐車場の契約者のうち、ルートインジャパン株式会社(ホテルルートイン佐伯駅前)がその所有する土地に駐車場を確保したことに伴い、平成 30 年 4 月から、同社が使用していた当該第 2 駐車場の一部(40 台分)が使用されていない状況にある。

当該 40 台分の敷地のうち、佐伯駅に接する 37 台分の敷地(999.98 m²)については、今後も駐車場としての利用が見込めない状況であることから、その用途を廃止することとする。

なお、用途廃止後の当該敷地の利活用については、平成 30 年 5 月 10 日に九州旅客鉄道株式会社から市長に対し、佐伯駅周辺のにぎわいの創出及び佐伯駅の利用者の利便性の向上のためのコンビニエンスストアの設置に係る当該第 2 駐車場の敷地の一部の賃貸借についての協議書が提出されていることから、この条例案に係る議会の議決を経た後に、同社と当該賃貸借に係る協議を行う予定としている。

(例規集第 1 巻 14100 ページ)

(担当課：まちづくり推進課)

議案第 75 号

佐伯市市営住宅条例の一部改正について

(議案書 12 ページ)

入居申込みの状況、施設の老朽化、地区の意向等を総合的に勘案し、大崎団地を用途廃止しようとするものである。

大崎団地(2棟・9戸)は、昭和 61 年度に旧鶴見町が鶴見大字沖松浦に建設したものであり、31 年が経過している。

平成 28 年 5 月までは入居者があったが、その後は入居者がなく、施設も老朽化している状況にある。

このほか、平成 30 年 3 月 20 日には、地元の鶴見地区自治委員会及び鶴見沖松浦地区自治会から、治安上の理由等により、当該団地の早期の用途廃止及び施設の解体を求める要望書も提出されている。

これらの事情について総合的に勘案し、当該団地の用途を廃止することとする。

なお、この議案は、佐伯市議会の議決に付すべき特に重要な公の施設の廃止に関する条例第 2 条の規定により、議会において出席議員の 3 分の 2 以上の者の同意を得なければならない。

(例規集第 5 巻 102800 ページ)

(担当課：建築住宅課)

議案第 76 号

佐伯市公共下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

(議案書 13 ページ)

本市の公共下水道事業の排水区域及び排水人口を変更しようとするものである。

平成 29 年度に佐伯市公共下水道事業の事業計画の見直しを行った結果、鶴望処理分区のうち 72 ヘクタール(大字鶴望の日豊本線の北側処理区域)については、その手法の経済性、地域特性、住民の意向等から個別処理(合併浄化槽)で整備することとし、公共下水道の処理区域から除外することとした。

また、長島処理分区については、計画区域の事業化に伴い、新たに 8 ヘクタール(鶴谷町一丁目の一部)を公共下水道の処理区域に追加することとした。

これらの事業計画の変更について、平成 30 年 3 月 20 日に大分県知事の認可を受けたことに伴い、条例に規定する本市の公共下水道事業の排水区域を 610.0 ヘクタールから 546.0 ヘクタールに、排水人口を 24,460 人から 23,050 人にそれぞれ変更する。

(例規集第 5 卷 101000 ページ)

(担当課：営業課)

議案第 77 号

佐伯市税条例等の一部改正について

(議案書 14 ページ)

地方税法等の一部改正に伴い、次に掲げる事項等について規定を整備するほか、条文の整備を行おうとするものである。

<主な改正の内容>

(1) 個人の市民税の非課税対象者に係る所得要件の拡大

- ① 平成33年度以後の各年度分の個人の市民税について、非課税措置の対象となる障がい者、未成年者、寡婦又は寡夫の前年の合計所得金額を135万円以下(現行125万円以下)に引き上げる(第1条による改正の第24条第1項第2号改正関係)。
- ② 平成33年度以後の各年度分の個人の市民税について、個人の均等割が非課税となる者の前年の合計所得金額の限度額に係る基準を、「28万円に一定の率を乗じて得た金額に、本人、同一生計配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて得た金額に、10万円を加算した金額(同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に16万8,000円を加算した金額)」に改める(第1条による改正の第24条第2項改正関係)。

【基準額の計算例：同一生計配偶者の数が1人及び扶養親族の数が2人（合計3人）の場合】

改正前	28万円×4人（3人+1） _____ +16万8,000円 = 128万8,000円以下
改正後	28万円×4人（3人+1） <u>+10万円</u> +16万8,000円 = 138万8,000円以下

- ③ 平成33年度以後の各年度分の個人の市民税について、個人の所得割が非課税となる者の前年の合計所得金額の限度額に係る基準を、「35万円に一定の率を乗じて得た金額に、本人、同一生計配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて得た金額に、10万円を加算した金額（同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額）」に改める（第1条による改正の附則第5条第1項改正関係）。

【基準額の計算例：同一生計配偶者の数が1人及び扶養親族の数が2人（合計3人）の場合】

改正前	35万円×4人（3人+1） _____ +32万円 = 172万円以下
改正後	35万円×4人（3人+1） <u>+10万円</u> +32万円 = 182万円以下

- (2) 個人の市民税の基礎控除及び調整控除に係る所得要件の創設

平成33年度以後の各年度分の個人の市民税における基礎控除及び調整控除について、前年の合計所得金額が2,500万円を超える所得割の納税義務者については、それらの適用ができないこととする（第1条による改正の第34条の2及び第34条の6改正関係）。

- (3) 電子情報処理組織による申告の特例の創設

一定の法人（資本金の額等が1億円を超える内国法人等）が行う法人の市民税の申告について、平成32年4月1日から、地方税関係手続用電子情報処理組織（エルタックスeLTAX）を使用して行わなければならないこととする（第1条による改正の第48条第10項、第11項及び第12項追加関係）。

- (4) 市たばこ税の税率の引上げ

市たばこ税の税率について、平成30年10月1日から、次の表のとおり段階的に引き上げる（第1条、第3条及び第4条による改正の第95条改正関係）。

（税率：1,000本当たり）

現行	平成30年10月1日～	平成32年10月1日～	平成33年10月1日～
5,262円	5,692円	6,122円	6,552円

- (5) 加熱式たばこの課税方式の見直し

加熱式たばこは、これまでパイプたばこに分類し、重量1グラムを紙巻たばこ1本に換算して課税していたが、その製品特性を踏まえ、新たな課税区分と

して「加熱式たばこ」を新設する。

これに伴い、これまでの加熱式たばこの「重量」による課税標準を見直すとともに、新たに「次の「①重量」及び「②小売価格」によって換算した紙巻たばこの本数の合計本数」をその課税標準とする。

① 加熱式たばこの重量（0.4グラム）を、紙巻たばこ0.5本に換算

② 加熱式たばこの小売価格を、紙巻たばこの1本の金額（約20円）に相当する金額をもって、紙巻たばこの0.5本に換算

具体的な換算方法は、次の表のとおり、現行の換算方法により計算した紙巻たばこの本数（以下「現行の換算本数」という。）及び改正後の換算方法により計算した紙巻たばこの本数（以下「新換算本数」という。）のそれぞれに一定の率を乗じて計算した本数の合計本数とする。

また、この改正については、激変緩和等の観点から、5年間の経過措置を設けて段階的に移行する。

【紙巻たばこの本数への換算方法】

実施時期	現行の換算方法	改正後の換算方法
現行	現行の換算本数 × 1.0	—
平成30年10月1日～ 平成31年9月30日	現行の換算本数 × 0.8	新換算本数 × 0.2
平成31年10月1日～ 平成32年9月30日	現行の換算本数 × 0.6	新換算本数 × 0.4
平成32年10月1日～ 平成33年9月30日	現行の換算本数 × 0.4	新換算本数 × 0.6
平成33年10月1日～ 平成34年9月30日	現行の換算本数 × 0.2	新換算本数 × 0.8
平成34年10月1日～	—	新換算本数 × 1.0

（第1条による改正の第92条及び第93条の2追加関係並びに第1条、第2条、第3条、第4条及び第5条による改正の第94条改正関係）

- (6) 紙巻たばこ3級品に対する市たばこ税の税率に係る特例の期間の延長
紙巻たばこ3級品に係る市たばこ税の特例税率（1,000本につき4,000円）について、その特例の期間を平成31年9月30日まで（現行平成31年3月31日まで）延長する（第6条による改正の附則第3条第2項改正関係）。
- (7) 生産性革命の実現に向けた中小企業の設備投資に係る固定資産税の特例措置の創設

中小企業者等が、生産性向上特別措置法の施行の日（公布の日（平成30年5月23日）から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日）から平成33年3月31日までの間に、同法に規定する認定先端設備等導入計画に従っ

て取得をした同法に規定する先端設備等に該当する一定の機械装置等(※)について、固定資産税の課税標準を、3年間に限り、その価格に「零以上2分の1以下」の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額とすることとされた。

これに伴い、本市の中小企業者等による設備投資の促進を図るため、当該割合を「零」とすることとし、当該機械装置等に係る固定資産税について、3年間に限り、課さないこととする(第1条による改正の附則第10条の2第25項追加関係)。

※ 計画期間(3年間)において、労働生産性を9%以上(年平均3%以上)向上させるために必要な生産、販売活動等の用に直接供される設備(機械装置、測定工具及び検査工具、器具備品、建物附属設備等)をいう。

(例規集第2巻 31500 ページ)

(担当課：課税課)

議案第78号

佐伯市都市計画税条例の一部改正について

(議案書 26 ページ)

地方税法の一部改正に伴い、認可を受けた立地誘導促進施設協定に基づき都市再生推進法人が管理する一定の立地誘導促進施設の用に供する土地に対して課する都市計画税の課税標準の特例措置の創設について規定を整備しようとするものである。

都市再生推進法人(※1)が、改正後の都市再生特別措置法に規定する立地誘導促進施設協定(※2)の目的となる土地を所有し、又は無償で借り受けて、一定の施設を管理する場合には、その用に供する土地に係る都市計画税について、その課税標準を最初の3年間(当該協定の有効期間が10年以上のものについては最初の5年間)に限り、当該土地の価格の「3分の2」とする措置を平成32年3月31日まで講ずることとする(第1条による改正の附則第17項改正関係)。

※1 都市再生特別措置法に基づき、地域のまちづくりを担う法人として、市町村が指定するものをいう。

※2 立地適正化計画に記載された居住誘導区域又は都市機能誘導区域内の一団の土地所有者等が、その全員の合意により、立地誘導促進施設(道路、通路、公園、緑地及び広場に係る土地及び償却資産)を一体的に整備又は管理するための協定をいう。

(例規集第2巻 32300 ページ)

(担当課：課税課)

議案第 79 号

佐伯市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

(議案書 27 ページ)

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、放課後児童支援員に関する基準を改めようとするものである。

放課後児童健全育成事業の設備及び運営については、児童福祉法第 34 条の 8 の 2 第 1 項の規定により、「条例で基準を定めなければならない」こととされている。

また、その条例を定めるに当たっては、同条第 2 項の規定により、「当該事業に従事する者及びその員数については、厚生労働省令で定める基準に従い定める(※)」ものとされている。

平成 30 年 4 月 1 日に、この厚生労働省令(放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準)の一部が、次の 2 点について改正(施行)されたことに伴い、当該基準の改正内容と同様の内容に条例の一部を改正するものである。

<改正の内容>

(1) 放課後児童支援員の資格要件の一部の明確化

放課後児童健全育成事業に従事する者(放課後児童支援員)の基礎資格(9 種類)の一つとして、「学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者」を規定している。

しかし、この規定では、教員免許状の更新を受けていない場合の取扱いが不明確となる場合がある(教員免許状の更新を受けていない場合、その者が教諭となる資格を有する者に該当するかどうか)ことから、これを明確にするため、当該規定を「教育職員免許法第 4 条に規定する免許状を有する者」に改める(第 10 条第 3 項第 4 号改正関係)。

(2) 放課後児童支援員の資格要件の拡大

放課後児童支援員の基礎資格として、新たに「5 年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの」を追加する。

この規定の追加により、高等学校を卒業していない者であっても、5 年以上放課後児童健全育成事業に従事したときは、放課後児童支援員となることが可能となる(第 10 条第 3 項第 10 号追加関係)。

※ 「基準に従い定める=従うべき基準」とは、必ず適合しなければならない基準であり、法令の「従うべき基準」と異なる内容を定めることは許容されないが、当該基準に従う範囲内で、地域の実情に応じた内容を定めることは許容される基準をいう。

(例規集第 3 巻 55250 ページ)

(担当課：こども福祉課)

報告事項

第12号報告

佐伯市土地開発公社の経営状況について

(議案書 39 ページ)

地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定により、佐伯市土地開発公社の経営状況について説明する書類を提出するものである。

第13号報告

損害賠償事件の和解及び損害賠償の額の決定について

(議案書 40 ページ)

市長の専決処分事項に関する条例本則第 1 号及び第 2 号の事項（1 件 200 万円以内の交通事故の和解及び損害賠償の額の決定）について、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告するものである。

- (1) 専決処分日：平成 30 年 5 月 18 日
- (2) 事故の場所：佐伯市駅前 1 丁目 4 番 15 号の店舗の駐車場
- (3) 相手方：佐伯市駅前 1 丁目 4 番 15 号 塩月美喜男
- (4) 事故の概要：平成 30 年 3 月 6 日午前 9 時 15 分頃、佐伯市駅前 1 丁目 4 番 15 号の店舗の駐車場に隣接する土地から佐伯市職員が職務上、市有自動車を運転して国道 388 号に進入しようとした際、左側前方の確認が不十分であったため、当該駐車場に設置している相手方が所有する境界ブロックに接触し、当該境界ブロックを破損した。
- (5) 和解内容：佐伯市が相手方に損害賠償金を支払う。
- (6) 賠償金額：14,040 円（保険適用範囲内）
上記金額の内訳 境界ブロック修理費 14,040 円
(担当課：文化・スポーツツーリズム推進課)